

児童虐待は、子どもの心身を傷つけ、自尊心の低下、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、虐待の連鎖などをもたらし、次世代を担う子どもの成長・発達を妨げる重要な問題である。児童虐待の早期発見・早期対応を図るために、習得しておく必要がある主な事項について、次に述べる。

(1) 児童虐待防止法

児童虐待防止法は、児童虐待の防止等と虐待を受けた子どもの保護等を図るため、平成12年に制定された。しかし、その後も痛ましい事件が相次いで発生していることから、対策の強化を図るための見直しが行われ、平成16年及び平成19年に改正がなされている。主な改正内容は次の通りである。

① 平成16年改正

ア 児童虐待の範囲の拡大（定義の見直し）

児童虐待の定義を見直し、①保護者以外の同居人による身体的・性的・心理的虐待の保護者による放置が、ネグレクトに含まれること ②子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応や、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力が、心理的虐待に含まれることを明確にしている。

イ 学校関係者等の責務の明確化

- 児童虐待の早期発見に関し、「学校・・・その他児童の福祉に業務上関係のある団体」は、「児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と規定され、児童虐待の早期発見の努力義務者として、従来からの教職員等に加え団体としての学校等が追加された。
- 児童虐待を受けた子ども等に対する支援として、「国及び公共団体は、これらの子どもがその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善充実を図る等必要な施策を講じなければならない」とされた。

ウ 児童虐待に係る通告義務の範囲の拡大

児童虐待の通告義務の範囲を拡大し、「児童虐待を受けた」子どもだけでなく、「児童虐待を受けたと思われる」子どもを通告義務の対象とした。また、通告先となる機関について、児童相談所だけでなく、市長村の児童福祉関係部署や、都道府県の福祉事務所等への通告も可能とした。

エ 警察署長に対する援助要請の適切な活用

児童の保護に際しての警察の協力をより積極的に位置付け、「児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、・・・警察署長に対し援助を求めなければならない」とし、児童虐待から子どもをなんとかして守るための姿勢を明確にしている。

② 平成19年改正（平成20年4月施行）

平成16年の改正法附則の見直し規定を踏まえ、虐待防止等の対策の強化を図る観点から、児童虐待防止法をさらに見直し、子どもの安全確認等のための立ち入り調査等の強化、保護者に対する面会・通信の制限の強化等が図られたほか、以下の事項等について改正がなされた。

- 通告を受けた児童相談所等の長が、必要に応じ学校の教職員の協力を得つつ、行うものとされる児童の安全確認については、従来の努力義務規定が義務規定に改められた。
- 地方公共団体の関係機関（教育委員会や公立学校を含む）は、市町村長、福祉事務所長、児童相談所長から虐待に関する資料又は情報提供を求められたときは、必要な範囲でこれを提供することができる旨が明確化された。

また、これらを併せ、児童福祉法を見直し、*要保護児童対策地域協議会の設置を地方公共団体に努力義務化するなどの改正が行われた。

*要保護児童対策地域協議会は、要保護児童に関する情報の交換と支援を目的としている関係機関等による協議会である。現行の児童福祉法では、要保護児童対策協議会について、地方公共団体において設置することが「できる」旨の規定となっている。

*詳細はP30参照のこと

(2) 児童虐待の種類

① 身体的虐待

子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることであり、虐待の中では最も発見しやすいものである。虐待の行為としては、首を絞める、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、風呂で溺れさせる、逆さつり、異物を口に入れる、冬場に戸外に長時間放り出すなどがあり、生命にかかわる危険なものがある。児童虐待の中で最も相談件数が多い（P 3 図－ 3）。

② 性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせることである。具体的には、性的ないたずら、性行為を強要する、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体を強要する、子どもの目の前でポルノビデオを見せるなどの行為である。性的虐待は、子どもに心的外傷後ストレス障害(PTSD)を引き起こさせる可能性が高いも

のである。性的虐待は一般的に表面化しにくい。

③ ネグレクト

保護者としての監護を著しく怠ることである。心身の正常な発達を妨げるような衣食住に関する養育の放棄や、健康や安全に配慮がなされていない状態への放置などがネグレクトに当たり、同居人による子どもへの虐待を保護者が放置することなども、これに含まれる。低年齢の場合は食事を与えないなどにより死亡につながる危機的な状況も生まれる。ネグレクトは日常的な子どもの様子、たとえば衣服が汚れているなどのことから、発見されることが多い。

④ 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。具体的には、言葉による脅し、大声での罵倒罵声、自尊心を傷つける言動、無視する、兄弟姉妹間での差別的扱いをするなどである。

* 〈「配偶者に対する暴力」と児童虐待〉

心理的虐待に当たる「配偶者に対する暴力」とは、「配偶者の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの」及び「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」をいう。この場合の「配偶者」には、法律上の配偶者だけでなく、事実上婚姻関係にある者や離婚した元配偶者も含まれる。子どもの目の前で繰り返される配偶者に対する暴力は、親を守れない自責の念を子どもに生じさせ、また、いつ本人に降りかかってくるかわからない恐怖から、不眠や心身症などを発症する場合もあり、子どもの養育環境を心理的に脅かすことにつながる。このため平成16年の児童虐待防止法改正では、心理的虐待に、このような暴力が含まれることについて明確に規定された。

(3) 児童虐待の発生要因

児童虐待は以下の状況のいくつかが重なったときに発生しやすい。

- ① 生活の中で大きなストレス（夫婦家族関係、生活の経済的困窮、離婚・再婚、家族の死や失業、倒産 など）が加わり危機的状況に陥っている。
- ② 悩みや困ったときの支援者がなく、孤立・孤独感がある。
- ③ 望まない妊娠などで育児に対する様々な準備が不足していた。
- ④ 未熟児、多胎、アレルギー体質などにより子どもの養育に著しい困難を伴う。
- ⑤ 親が育った子ども期の養育環境の中に、愛されたという実感がないため、我が子への愛着形成がうまくいかない。

マルトリートメント (Maltreatment)

〈より広い児童虐待の概念〉

コラム

「マルトリートメント」とは、「大人の子どもへの不適切なかかわり」を意味しており、児童虐待の意味を広く捉えた概念である。

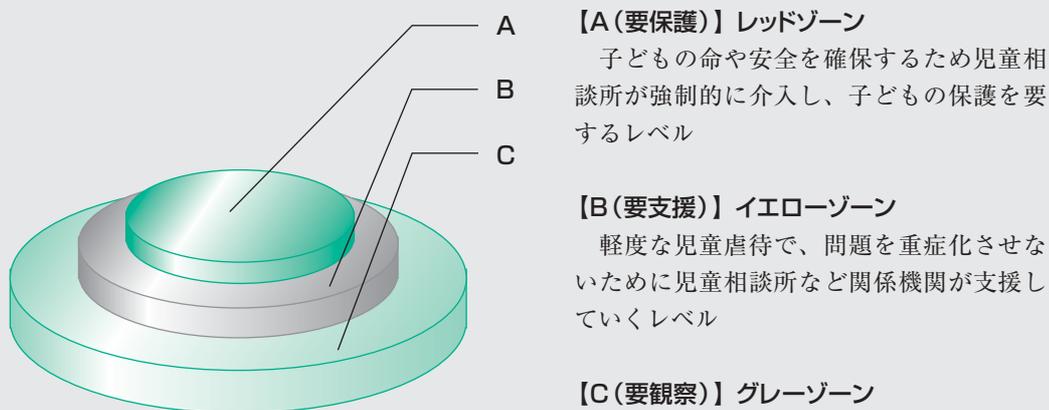


図-6 マルトリートメントの概念

図-6 C)。

A (要保護)・B (要支援) のレベルだけでなく、C (要観察) のレベルまで含めたものが、マルトリートメントの概念である。

2 児童虐待と心身の健康との関連性

虐待は、子どもの心に様々な影響を与える。本来子どもを守り育ててくれる保護者からの虐待は、「自分の存在価値などない」と感じさせるなど、子どもの自己肯定感を低下させるとともに、何をしても受け容れられないことが多いことから、保護者の期待に応えられないという無力感を引き起こす。こうした関係は、保護者との信頼関係を歪め子どもの心身の健康に影響を及ぼし、健全な発達を損なうことにつながる。

子どもの被害を最小限に食い止めるためには、児童虐待と心身の健康との関連性についてもよく理解した上で、早期発見に努めることが必要である。

(1) 心身の健康への影響

① 身体面に現れる影響

ア 身体に現れる症状

食べ物を十分に与えられず栄養不良を引き起こし、その結果として、子どもの発育・発達に遅れが見られることがある。また、低栄養のため疲れやすさや体調不良をきたすこともある。

イ 身体化症状（心理的な問題が、身体的な症状となって現れる）

自分の抱えている不安を言葉で表現できない子どもは、頭痛、腹痛、疲労感など、様々な身体的な症状を訴えることがある。このことは、虐待に限るものではないが、子どもの身体不調の訴えが繰り返されるときには、改めて子どもの生活環境の全体を見て、子どもの置かれている状況を把握することが必要である。

② 精神面に現れる影響

ア 愛着障害

虐待を受けると、人に対する信頼感や愛着を持つことが難しくなる。少しでも受け容れられないと感じると極端にかかわりを避けてしまうなど、適切な人間関係を保てなくなる。優しい人には甘え、厳しい人を避ける態度は子どものわがままと捉えられることがある。

イ 解離^{かいり}

虐待が繰り返されると、その苦痛に立ち向かうことが困難になり、苦しい場面の記憶を自分から切り離そうとする心の動きが現れる（心的外傷への自己防衛）。

例えば、叱られる場面で無反応になったり、殴られても痛みを感じない症状が現れることがある。また、虐待場面に限らず、日々の生活の中にも現れることがあり、友達とのトラブルの内容や、教師からの指導内容を思い出せなくなることもある。こうした反応は、子どもが嘘をついてその場をやり過ごそうとしているかのように、周囲から受け取られることがある。

ウ 抑うつ

自尊感情が損なわれ、無力感をもっている子どもは、将来への夢をもてず、何も楽しむことができない状況に追いやられる。学業への意欲がもてない、級友とかかわることを避けたがるなどのほか、睡眠障害など、身体症状を伴うこともある。

エ 知的発達障害

知的な発達には、子どもの健全な好奇心と適切な刺激が不可欠である。放置されたり暴力的な環境の場に置かれると、安心して人とかかわれなかったり、新しいことへ挑戦する意欲が失われる。子どもの成長の早い時期に、このような精神的な活動が抑え込まれると、知的な発達の遅れを残すことがある。

③ 行動面に現れる影響

ア 衝動性

衝動をコントロールする力は、大人に様々な感情を受け止めてもらい、大人とのかかわりの中で、感情をコントロールする体験を重ねることで育っていく。いつ加えられるかわからない暴力は、子どもにとって自分をどのようにコントロールすればよいかを学ぶ指標にはならない。そのため、虐待を受けた子どもの多くは落ち着きがなく、衝動的な行動をとりやすい。

イ 攻撃性

攻撃性の背景には、無力感、低い自己肯定感など、自分を肯定的に見ることができないなどのことがある。相手を攻撃し優位に立つことが、唯一自尊感情を高める場合もある。また、身体的虐待を受けている子どもは、不満、怒りを感じたときに暴力を振るうことを学習し、様々な場面で暴力を振るうようになりやすい。

ウ 食行動の異常

心を満たされていない思いが、過食など異常な食行動に結びつく場合がある。子どもの給食時間の様子が、虐待の発見に結びつくことも少なくない。

エ リストカットなどの自傷行為

子どもの自尊感情が損なわれ、「自分の存在価値がない」と感じたときに、自分が生きている存在であると感じるために、また、周囲の注意を引くために自傷行為に及ぶ子どももいる。病状の程度の差はあるが、自らの存在価値を信じられなくなっていることには変わりはない。

オ ためし行動

虐待を受けながらも子どもは、自らを受け容れてもらいたいという欲求を強くもっている。少しでも、受け容れてもらえると感じる大人と出会うとき、どこまで自分を受け容れてくれるか、拒絶されるのかを確かめる行動をとるようになる。このような場合は、受容しながらも適切な制限をすることが必要となる。

(2) 児童虐待と発達障害

子どもに発達障害がある場合、保護者が他の子どもに比べて子育てを難しく感じたり、障害に対する理解がなかったりすることにより、不安を持つことがある。

また、子どもの障害は自分に責任があるのではないかという思いや、子どもの成長が期待通りでないことから生じる不安や苛立ちなどを感じることに、逆にその思いを子どもへの攻撃に向けてしまい不適切な養育になっている場合もある。特に保護者が子どもの障害に気付いていない場合に、子どもの問題が子育てのせいにされ精神的に追い込まれることがあるため、発達障害の早期発見と支援が大切である。また、虐待で引き起こされる問題と発達障害を疑う子どもとの類似性（落ち着きのなさ、衝動性など）があることに、留意する必要がある。そのためには、発達障害をよく理解しておく必要があるため、ここでは、発達障害と呼ばれる、気付かれにくい子どもの状態について述べる。主な発達障害には、広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）が含まれる。

① 広汎性発達障害

広汎性発達障害には、自閉症、アスペルガー障害（アスペルガー症候群ともいう。）などが含まれる。人との相互交渉、コミュニケーション及び想像力に障害があることが、広汎性発達障害の特徴として挙げられている。日常生活の中では自分の興味に固執し、周囲に関心に向けることが少ない、あるいは、場面や状況を正しく理解し適切に振る舞うことが難しいなどの形で現れる。その場の雰囲気を感じ取りにくく、言葉を字句通りに受け止めるため、冗談が通じずに些細な言葉のやりとりがトラブルを引き起こすこともある。また、独特なこだわりや感覚の過敏さなどのため、多くの子どもが容易にできることが、スムーズにできないこともある。

知的な発達に顕著な遅れのない場合は、高機能広汎性発達障害（高機能自閉症を含む。）と呼ばれる。通常の会話はほぼ普通にできることが多く、集団の中で生じるトラブルは、その子どものわがままと捉えられやすく、親のしつけが悪いと周囲から責められやすい。

しかし、広汎性発達障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると想定され、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

② 注意欠陥多動性障害（ADHD）

この障害は、落ち着きのなさから気付かれることが多い。注意の持続が難しく、すぐに他のことに気をとられる、多動でじっとしてられず、授業中でもすぐ立ち歩いたり、いつも体のどこかを動かしたりしている。また、思い付くとすぐに行動に移してしまうなど衝動的であることが特徴である。

例えば、物が多く置いてある、音がうるさいなどの刺激の多い環境では、どこに注目しよいか分からず一層落ち着きのない態度が目立つ。その一方で、興味をもち面白いと感じたことには没頭してしまい、呼びかけられても気付かない場合もある。このようなことから保護者から注意されても従えないことがある。

③ 学習障害（LD）

全般的な知的発達には、大きな遅れはないものの、認知の限られた領域、特に学習にかかわる領域に部分的な障害がある状態をいう。医学的には、主として書字・読字の障害、計算の障害をいうが、教育現場では、もう少し広く捉えている。こうした子どもは、得意な教科と、そうでない教科との差が大きく、苦手な教科については怠けていると捉えられることが多い。また、注意欠陥多動性障害（ADHD）を伴うことも少なくなく、そのため、一層、注意を受けやすい。

ポイント

発達障害が疑われる子どもの保護者への対応については、子どもの学習上、生活上の困難に対して保護者との共通認識を図り、保護者に不安を与えないように支援していくことが大切である。対応に当たっては、関係者（管理職、担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事など）と協議の上、組織的に行うことが重要である。

また、必要に応じて、医療機関、特別支援学校、発達障害者支援センター、児童相談所、福祉事務所、市町村などの専門機関と連携して、対応していくことが大切である。

(3) 児童虐待と問題行動等

① 児童虐待と非行

食事を与えられていないなど（ネグレクト）の結果、食べ物を万引きする場合もある。虐待による満たされない思いが、窃盗、万引きなどの行動に結びつくことも多い。

子どもの非行や、教職員等の指導に従わない反抗的な態度などの問題行動の背景には、子ども自身が社会に受け容れられていないと感じていることが多い。こうした子どもの行動を保護者が、厳しさだけで正そうとすると、子どもは、ますます受け容れてもらえないと感じ、かえって問題行動を強めることがある。その結果、保護者のしつけの厳しさが増すという悪循環が虐待につながる場合もある。

また、虐待を受け、自分を大切に扱われた経験のない子どもの中には、性的な関係を持つことで、唯一自分を認めてもらえるという思いが潜んでいる場合がある。性的虐待を受けた子どもは、そのときに感じた無力感を克服しようと、性の問題行動を繰り返すことがあるので、性の問題行動がある子どもの中には、性的虐待の被害者である者がいる可能性もあることを理解しておく必要がある。

ポイント

子どもへの対応に当たっては、問題行動等にもみ注目し過ぎず、子どもの生活環境全体に注意をはらい、子どもを理解するよう努めることが重要である。

② 児童虐待と不登校

子どもには登校する意思があるのに登校させないなどの登校を妨害する虐待もある。家で、兄弟姉妹の世話をさせられている、保護者に精神的な疾患があり妄想に振り回されている、ネグレクト状況で放任されている場合などがある。このような状況に置かれると、登校の意欲が失われ不登校になっている場合もある。

ポイント

不登校の場合、その背景にある子どもの問題を的確に把握することが必要である。不登校については、その背景要因も様々であり、欠席が続いているからといって、直ちに虐待が関連しているということにはもちろんならないが、学校としては様々なケースの中には、虐待が潜んでいる場合もあり得るという認識をもって、対応に当たることが重要である。学級担任が当該児童生徒に会っていないなどの場合

にあっても、生徒指導担当教員や養護教諭、スクールカウンセラー等、当該児童生徒とかかわりをもてる者が継続的に家庭訪問を行うなど、学校としての組織的な対応により、状況把握に努める必要がある。また、保護者から協力を得られないなどの場合にあっては、民生・児童委員、児童相談所・福祉事務所・警察など関係機関等の協力を得つつ適切に対応することが求められる。